

特定化学物質等障害予防規則(特化則)には下表の特別管理物質等を取扱う場合はその作業記録(38条4)が必要で、その記録は30年間の保存が義務付けられています。

特定化学物質等障害予防規則に規定されている特別管理物質(39種)

特別管理物質名	CAS No.
ジクロロベンジジン及びその塩	(1331-47-1)
アルファーナフチルアミン及びその塩	(134-32-7)
オルトトリジン及びその塩	(119-93-7)
ジアニジン及びその塩	(119-90-4)
ベンゾトリクロリド	98-07-7
ベリリウム及びその化合物	(7440-41-7)
インジウム化合物	(7440-74-6)
エチルベンゼン (塗装業務)	100-41-4
エチレンイミン	9002-98-6
エチレンオキシド (燻蒸作業)	75-21-8
塩化ビニル	75-01-4
オーラミン	2465-27-2
クロム酸及びその塩	(7738-94-5)
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2
コバルト及びその無機化合物(触媒として利用する場合を除く)	(7440-48-4)
コールタール	8007-45-2
酸化プロピレン (燻蒸作業)	75-56-9
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
重クロム酸及びその塩	(13530-68-2)
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き粉状の物に限る)	(7440-02-0)
ニッケルカルボニル	13463-39-3
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)	(7440-38-2)
ベータ-プロピオラクトン	57-57-8
ベンゼン	71-43-2
ホルムアルデヒド	50-00-0
マゼンタ	74-39-5
クロロホルム	67-66-3
四塩化炭素	56-23-5
1,4-ジオキサン	123-91-1
1,2-ジクロロエタン(別名 二塩化エチレン)	107-06-2
ジクロロメタン(別名 二塩化メチレン)	75-09-2
スチレン	100-42-5
1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名 四塩化アセチレン)	79-34-5
テトラクロロエチレン(別名 パークロルエチレン)	127-18-4
トリクロロエチレン	79-01-6
メチルイソブチルケトン(MIBK)	108-10-1

青文字の物質は2014年11月1日から適用

11/01/14

特別管理物質以外で個人作業記録およびその保管が定められている物質(3種)

物質名	CAS No.
石綿(石綿障害予防規則、40年保管)	1332-21-4
1,3-ブタジエン(特化則、30年保管)	106-99-0
硫酸ジエチル(触媒として取り扱う作業、同30年保管)	64-67-5

03/03/09